

東京さくら会計事務所通信

-Let's begin together-



第35号

税理士法人東京さくら会計事務所のシンボルマークです。
「宇宙」をイメージしております。



中野サンプラザ総会にて

目次

◇新年のご挨拶	2P
◇各事務所紹介	3P
総代表	横尾 和儀
銀座事務所所長	松本 康之
新宿事務所所長	藤原 知実
武蔵野事務所所長	両角 直樹
小金井事務所所長	谷合 譲太
昭島事務所所長	榎本 修
さいたま事務所所長	村山 泉
熊谷事務所所長	橋本 直樹
足利事務所所長	氏家 健二
佐久事務所所長	井出 俊一
◇税務特集	4～5P
◇MAS監査～未来会計～	6P
◇経営改善支援事業	7P
◇事務所だよりコーナー／編集後記	8P



新年のご挨拶



総代表 横尾 和儀

新年明けましておめでとうございます。

関与先の皆様方におかれましては、ご健勝にて新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。又、日頃より格別のお引き立てを賜り、心より厚くお礼申し上げます。

新年を迎え、世界を悩ます新型コロナウイルスの感染拡大が収束し、再び世界中の国を越えた経済活動が復活・活発化していくことを心より望んでおります。これからどのような一年が待ち受けているのでしょうか。

昨年からは世界的な流行に歯止めがかからない新型コロナウイルスの感染拡大のニュースが散見されております。過去には地球規模での混乱として世界大戦、ペストやスペインかぜの流行、経済面での混乱では世界恐慌やリーマンショックなどがありましたが、この新型コロナウイルスの流行は近年では例をみない深刻な事態です。特に、自粛傾向にある経済活動と新型コロナウイルスの感染防止対策との両立が問題となっており、いわゆる「3密」にならない環境を確保した上での業務継続が求められております。また、世界ではロックダウンに踏み切る国が後を絶たず、経済の停滞による不安の増大から差別的な言動の拡大といった問題も起きています。このような感染拡大を起因とした社会の在り方や人々の考え方は世界各地で変化しておりますが、当事務所でも時代の流れに応じた変化・対応を細やかに行っております。

当事務所においては、フレックスタイム制の導入や在宅勤務、リモートでの業務により関与先の皆様にご迷惑をおかけする事なく、企業発展のお役に立てるように努力してまいりました。今までは情報発信のための事務所間会議は一堂に会し行っておりましたが、昨年からは Zoom での会議といたしました。その結果、細かな意思疎通の難しさといった面もありましたが、対面しないことにより忌憚のない発言が得られた他、移動時間の短縮から効率的に業務を

進めることができるようになりました。それだけでなく業務管理システムの導入により、スタッフの業務執行状況も瞬時に把握できるようになったことから、従来の書面を中心としたものより業務のスピードアップを見込めるようになりました。感染症防止対策の効能として仕事のルールや経済活動が変化していくのは、当事務所に限ったことではありません。このような変化に対応するために、政府や自治体が打ち出した企業への補助金・助成金の申請や金融機関への有利な借入金の申し込みなどの情報も当事務所では発信しております。今後も関与先企業に対する支援を継続してまいりますので、いつでも御用命をいただきたいと思います。

私自身は、新年である一月と新年度を迎える四月の年に二回ほど目標を立てるようにしております。今までを振り返るだけでなく、新しいスタート時に目標を立て、それらを継続していくということは、企業のより一層の発展に必要不可欠であります。目標を立てる際には具体的な時期や期間、方法や内容を明確にしていくことが達成の鍵となります。企業においても、中期五ヶ年計画とそれに基づく単年度計画を策定し、確実に行動計画を実行に移すことにより発展していくことが可能になると考えております。「信念を持って行動することで、目標が達成される」というのが私の持論です。本年も健康に留意し、より多くの本を読むこと、そして関与先の皆様方の一助となる人材の育成を目指すことに励んでまいります。これから厳しい一年となるかもしれませんが、皆様方におかれましても信念を持って着実に目標に向けて歩んでいただきたいと思います、そしてそのお手伝いをさせていただきたいと考えております。

今年も職員一同研鑽に励んでまいりますので、よろしく願い申し上げます。

この新しい年が、皆様にとりまして益々のご繁栄とご健勝の年でありますように、心からお祈り申し上げます。新年の御挨拶といたします。



各事務所紹介



銀座事務所



所長 松本 康之
〒104-0061
東京都中央区銀座1-19-14
ホームスト木箱ビル
TEL: 03-3561-7501
〔無料相談日〕
毎月第1・3金曜日
受付10:00～15:00

新宿事務所



所長 藤原 知実
〒160-0004
東京都新宿区四谷2-10-1
太郎ビル
TEL: 03-5919-1725
〔無料相談日〕
毎月第1・3月曜日
受付10:00～15:00

武蔵野事務所



所長 西角 直樹
〒180-0006
東京都武蔵野市中町1-20-8
大樹生命ビル
TEL: 0422-50-1300
〔無料相談日〕
毎週水曜日
受付10:00～15:00

小金井事務所



所長 谷合 譲太
〒184-0003
東京都小金井市緑町5-5-4
TEL: 042-385-6630
〔無料相談日〕
毎月第1・3水曜日
受付10:00～15:00

昭島事務所



所長 榎本 修
〒196-0024
東京都昭島市宮沢町471
TEL: 042-541-3906
〔無料相談日〕
毎月第1・3木曜日
受付10:00～15:00

さいたま事務所



所長 村山 泉
〒338-0001
埼玉県さいたま市中央区上落合
6-5-10
TEL: 048-853-7900
〔無料相談日〕
毎月第3月曜日
受付10:00～12:00

熊谷事務所



所長 橋本 直樹
〒360-0031
埼玉県熊谷市末広3-12-10
T.Sビル
TEL: 048-528-6630
〔無料相談日〕
毎月第1・3火曜日
受付10:00～15:00

足利事務所



所長 氏家 健二
〒326-0024
栃木県足利市若草町3-13
TEL: 0284-44-0535
〔無料相談日〕
毎月第1・3金曜日
受付10:00～15:00

佐久事務所



所長 井出 俊一
〒384-1301
長野県南佐久郡南牧村
海尻2306-1
TEL: 0267-96-2403





税 務 特 集



平成30年7月6日、民法等の改正が行われ、7月13日に公布されました。
今回は、その中でも大きな改正点である●「自筆遺言方式」の緩和、●「配偶者居住権」の創設についてご説明させていただきます。

●「自筆遺言方式」の緩和について

【遺言とは】

自分が死亡した時に相続人等に対して、財産をどのように分配するかについて自己の最終意思を明らかにするものです。これにより相続をめぐる争いを事前に防止することができます。遺言の方式は主に、公正証書遺言と自筆証書遺言があります。

【公正証書遺言の特徴】

- ・公証人が2人以上の証人の立会いのもと、厳格な方式に従い作成
- ・内容について公証人の助言を受けることができる
- ・公証人が原本を厳重に保管。財産の価額に応じた手数料が必要

【自筆証書遺言の特徴】

- ・15歳以上で、自身で記載できれば自らの意思で作成できる ※手数料は不要
- ・遺言者が自分で原本を管理する必要がある ※新制度により変更
- ・遺言者死亡後、家庭裁判所の検認手続きが必要 ※新制度により変更

自筆証書遺言のメリットは手軽かつ自由に作成できることです。一方これまでは遺言者が自分でその原本を管理する必要があったので紛失や改ざん、隠匿等のデメリットがありました。そこで、2020年7月10日より法務局による自筆証書遺言を保管する制度がスタートしました。これにより遺言者本人が遺言書の保管を法務局に申請できることになり、8月末時点で4,970件の保管申請があり、そのうち4,940件が保管されています。

【自筆証書遺言作成のルール・その他の注意事項】

- ・遺言書の本文、作成年月日及び氏名は手書きでなければならない
- ・添付の財産目録はパソコンで作成したものや通帳のコピーでも構わないが、各頁に署名押印が必要
- ・法務局は遺言書の相談は受けない
- ・遺言書の内容は必ずしも有効ではない
- ・申請に手数料が（1件3,900円）かかる

膨大な財産が有る場合は、やはり公正証書遺言の方が信頼性は高いといえます。しかし、相続税の納付が発生しないくらいの財産の相続についても、相続人同士の争いが少なからずあるとも聞きます。自分は資産家ではないという方も一度、全ての財産の内容や価値を調べて、練習のつもりで自筆証書遺言を作成してみてはいかがでしょうか。

●「配偶者居住権」の創設について

【配偶者居住権とは】

令和2年4月1日に被相続人の配偶者の居住及び老後生活の安定を図ることを目的として、配偶者の生存中は居住建物に無償で居住できる権利が創設されました。この権利を配偶者が相続すれば、老後の生活を安定させることが可能になります。

一方で、他の相続人も居住建物の所有権は確保されており、配偶者の死亡後、配偶者に別の相続人がいたとしても居住建物が相続されることがなく、最終的に居住建物の所有者が使用収益できます。なお、配偶者居住権は一定の前提の下、①遺産分割協議、②遺言、③家庭裁判所の審判により、設定することができます（民法1028①、1029）。

【配偶者短期居住権とは】

被相続人の配偶者が相続開始時において被相続人が所有していた建物に無償で居住していた場合には、配偶者がそのまま一定の期間（最低でも6ヶ月間）、その居住建物を無償で使用する権利で、やはり今回の民法改正で創設されました。「配偶者居住権」が設定されるまでの間の配偶者の生活を安定させるためのものと思われます。

【財産性（評価方法）について】

「配偶者居住権」「配偶者短期居住権」とも譲渡することはできません（民法1032②）。したがって、相続税を課す場合に必要となる「時価」による評価はできません。もっとも「配偶者短期居住権」は普遍性がなく財産価値がないため、相続税の課税対象にはなりません。

一方、「配偶者居住権」は相続税法で定める評価方法により評価する（法定評価）とされました（相法23の2）。さらに配偶者居住権の目的となっている「建物の所有権」「配偶者居住権に基づく敷地の使用权」及び「その敷地の所有権等」の評価方法についても法定とされました。

【相続への影響】

さて、民法では二次相続が発生した場合、この「配偶者居住権」は消滅することとなります（民法597③、1036）。そのため、この制度を利用することで、相続税額が減ることも考えられます。「配偶者居住権」は、相続税の対象となるだけでなく設定された家屋及び土地等の評価額にも影響を及ぼし、それを設定するか否かにより各人の相続税額が変わってくるため、相続対策も可能となってくるのです。

● お気軽にご相談を

自筆証書遺言方式に係る自己財産の評価や配偶者居住権を活用した節税の具体的な方法については、毎月訪問させていただいております担当者にお尋ねください。



MAS監査～未来会計～

MAS監査の詳しい
内容は弊所HPより
確認できます



不撓不屈
【Futou-fukutsu】

略啓

一年前の御自身の年頭所感をおぼえていますか
そしてそれは達成できましたか

達成する仕組みはカタチにできていますか

共通目的を達成する同士はそこにいますか

未来会計を活用すれば目標達成が見えてきますか

ご自愛専一にてご精励くださいますようお願い申し上げます

東京せくら会計事務所顧問先各位

～どんな困難があっても、

決して挫けず、諦めない～

MASとはマネジメントアドバイザーサービスの

頭文字 (Management Advisory Service) のこと。

日々、多忙な業務を行っている経営者に伴走し、

未来のありたい姿、あるべき姿を実現する、

御社専属の参謀サービスです。

忽々

※詳しい内容のお問い合わせや契約のご相談はメールでも
お受けいたします。

MAS監査専用
お問合せ
メールアドレス



メール本文に

- ①貴社名
- ②代表者名
- ③弊所担当者名

以上3点ご記入ください。

後日担当よりご連絡させていただきます。

ビジョンをカタチに【将軍の日】も大好評随時開催中

経営改善支援事業

経営改善支援事業の詳細
しい内容は弊所HPよ
り確認できます



雲外蒼天
[Ungai-souten]

略啓

計画的に銀行返済をコントロールして

資金繰りの不安を取り除きませんか

国の制度を使ってそれが可能です

ご自愛専一にてご精励くださいますようお願い申し上げます

東京せくら会計事務所顧問先各位

雲を突き抜けたその先には、
青空が広がっている

認定支援機関として弊所には経営改善の専門家が在籍し、

銀行交渉を含め会社の再建に取り組みます。

毎月の返済に頭を抱える日々から脱却し、精神的、金銭的

余裕を獲得することで本業に集中できる環境が整います。

「企業再生のためのお手伝い」

これが弊所の提供する経営改善支援事業サービスです。

※詳しい内容のお問い合わせや契約のご相談はメールでもお受けいたします。

改善支援専用
お問合せ
メールアドレス



メール本文に

①貴社名

②代表者名

③弊所担当者名

以上3点ご記入ください。

後日担当よりご連絡させていただきます。

恕々

税理士による【財務分解講座】も今春開催決定！



事務所だよりコーナー



❖ 新型コロナ禍への取り組み

緊急事態宣言以降、徐々にではありますが所員がお客様のところに訪問させていただいております。訪問に際し、少しでもご迷惑をおかけしないよう、弊所では下記のような取り組みをしています。

- ・テレワーク ・時差出勤の実施
- ・毎朝の検温の義務付け
- ・飛散防止フィルムの設置
- ・Zoom等の活用 ・所内の入退記録の保存

また、ご来所いただく場合にも安心してお越しいただけるよう、東京都の感染防止徹底宣言に準じた取り組みを実施しております。

本年も一同、気を付けて業務提供させていただきます。



編集後記



新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として3密回避が求められる中での年明けとなりました。新しい年は例年通り親戚が集い、心機一転のスタートを切ることができましたでしょうか。旧年中は、「コロナ」という単語を見聞きしない日はなく、世界の政治・経済は、全て新型コロナを前提に回っていたのではないかと思います。弊所担当者も、顧問先様と一緒に給付金、融資および納税猶予等、多くの新型コロナ対応業務に関わらせていただきました。

本年は、新型コロナ治療に有効な新薬開発を待望しつつ、新様式の生活を模索していく年になるのでしょうか。現在が逆境であるとするならば、その中においてもそれぞれの立場で研鑽に励み、新たな価値を創造して共に発展飛躍を成し遂げる年にしていきたいと思います。本年もよろしくお願いいたします。

❖ 新人研修の開催

近年、多種多様な業界で人材不足が叫ばれております。弊所でも人材不足を解消する試みとして、2019年度より新人研修カリキュラムを作成し、未来会計人の育成を行ってまいりました。

実施2年目となる昨年は、1年目の研修内容を踏まえ、より即戦力を育成する内容に改変しております。年々参加者も増え、昨年は8名の新人を迎えることができました。6月から11月の毎週火曜日を新人研修の日とし、会計及び税法の基礎知識の習得等のほか、実際の業務を見据えたカリキュラムを通じて、新人社員も会計人としての心構えができてきたと思います。

今年度も内容をより充実させた研修を行い、お客様に質の高いサービスを提供できる担当者を輩出していきたいと思います。ご期待ください。



税理士法人

東京さくら会計事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座1-19-14
ホームスト木箱ビル
TEL 03-3561-7501
FAX 03-3567-5677

印刷 株式会社 税経